

日本における記載要件の概要について

1. 記載要件の意義

審査基準「第Ⅰ部第1章1. 明細書及び特許請求の範囲の意義」には、以下のとおり記載されている。

特許制度は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的としている（第1条）。

すなわち、新しい技術を開発し、それを公開した者に対し、一定期間、一定条件下に特許権という独占権を付与することにより発明の保護を図り、他方、第三者に対しては、この公開により発明の技術内容を知らしめて、その発明を利用する機会を与えるものである。そして、発明のこのような保護及び利用は、発明の技術的内容を公開するための技術文献及び特許発明の技術的範囲を明示する権利書としての使命を持つ明細書、特許請求の範囲及び図面（以下「明細書等」という。）を介してなされることになる。

第36条第4項は、明細書の発明の詳細な説明の記載要件について、また、同第36条第5項及び第6項は、特許請求の範囲の記載要件について規定しているが、技術文献としての使命及び権利書としての使命は、まさにこれらの規定の要件を満足する明細書等によってはじめて、果たされるものである。

2. 記載要件に関する条文

＜特許法第三十六条＞

- 1 (略)
- 2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
- 3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 発明の名称
 - 二 図面の簡単な説明
 - 三 発明の詳細な説明
- 4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
 - 二 その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

- | | |
|---|---|
| 5 | 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。 |
| 6 | 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 |
| 一 | 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。 |
| 二 | 特許を受けようとする発明が明確であること。 |
| 三 | 請求項ごとの記載が簡潔であること。 |
| 四 | その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。 |
| 7 | (略) |

上記規定のうち、拒絶理由となるのは、特許法第36条第4項、第6項の規定のみであり、それ以外の規定は拒絶理由とはならない(特許法第49条参照)。

なお、特許法第36条第4項第2号は、先行技術文献情報開示要件であり、審査基準上、記載要件には含まれない。

3. 各記載要件について

3. 1 特許請求の範囲についての記載要件

(1) サポート要件

<根拠条文>

- ・特許法第36条第6項第1号

…特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

<審査基準における説明>

請求項に係る発明は、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものであってはならない。発明の詳細な説明に記載していない発明について特許請求の範囲に記載することになれば、公開していない発明について権利を請求することになるからである。本号の規定は、これを防止するためのものである。

<備考>

平成15年10月の審査基準改訂によって、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載したものの表現上の整合性にとらわれることなく、実質的な対応関係について審査することとなり、「第I部第1章2. 2. 1. 1

第 3 6 条第 6 項第 1 号違反の類型」として、以下の 2 つが追加された。

- ・ 出願時の技術常識に照らしても、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるとはいえない場合。
- ・ 請求項において、発明の詳細な説明に記載された、発明の課題を解決するための手段が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求することとなる場合。

（２）明確性要件

＜根拠条文＞

- ・ 特許法第 3 6 条第 6 項第 2 号

…特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

二 特許を受けようとする発明が明確であること。

＜審査基準における説明＞

特許請求の範囲の記載は、これに基づいて新規性・進歩性等の特許要件の判断がなされ、これに基づいて特許発明の技術的範囲が定められるという点において重要な意義を有するものであり、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である。

本号は、こうした特許請求の範囲の機能を担保する上で重要な規定であり、特許を受けようとする発明が明確に把握できるように記載しなければならない旨を規定したものである。特許を受けようとする発明が明確に把握されなければ、的確に新規性・進歩性等の特許要件の判断ができず、特許発明の技術的範囲も理解し難い。

＜備考＞

平成 1 2 年 1 2 月の審査基準改訂によって、明確性要件の考え方が変更され、「第 I 部第 1 章 2. 2. 2. 1 第 3 6 条第 6 項第 2 号違反の類型」として、以下の 3 つの項目が追加された。

- ・ （２）②発明を特定するための事項の技術的意味が理解できない場合
- ・ （６）機能・特性等により物を特定する事項を含む結果、発明の範囲が不明確となる場合
- ・ （７）請求項が製造方法による物の特定を含む結果、発明の範囲が不明確となる場合

（３）簡潔性要件

＜根拠条文＞

- ・ 特許法第 3 6 条第 6 項第 3 号

…特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

三 請求項ごとの記載が簡潔であること。

＜審査基準における説明＞

請求項の記載は、新規性・進歩性等の特許要件や記載要件の判断対象である請求項に係る発明を認定し、特許発明の技術的範囲を明示する権利書としての使命を担保するものであるから、第 36 条第 6 項第 2 号の要件を満たすものであることに加え、第三者がより理解しやすいように簡潔な記載とすることが適切である。こうした趣旨から本号が規定されている。

第 36 条第 6 項第 3 号は、請求項の記載自体が簡潔でなければならない旨を定めるものであって、その記載によって特定される発明の概念について問題とするものではない。また、複数の請求項がある場合も、これらの請求項全体としての記載の簡潔性ではなく請求項ごとに記載の簡潔性を求めるものである。

（４）特許請求の範囲の形式的要件

＜根拠条文＞

- ・特許法第 36 条第 6 項第 4 号

…特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

- ・特許法施行規則第 24 条の 3

特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
- 二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
- 三 請求項の記載における他の請求項の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。
- 四 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。

＜審査基準における説明＞

本号は、特許請求の範囲の記載に関する技術的な規定を、経済産業省令に委任するものである。

3. 2 発明の詳細な説明についての記載要件

(5) 実施可能要件

<根拠条文>

- ・特許法第36条第4項第1号

…発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 …その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

<審査基準における説明>

この条文は、その発明の属する技術分野において研究開発(文献解析、実験、分析、製造等を含む)のための通常の技術的手段を用い、通常の創作能力を発揮できる者(当業者)が、明細書及び図面に記載した事項と出願時の技術常識とに基づき、請求項に係る発明を実施することができる程度に、発明の詳細な説明を記載しなければならない旨を意味する。

(6) 委任省令要件

<根拠条文>

- ・特許法第36条第4項第1号

…発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 経済産業省令で定めるところにより、…記載したものであること。

- ・特許法施行規則第24条の2

特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。

<審査基準における説明>

発明をすることは新しい技術的思想を創作することであるから、出願時の技術水準に照らして当該発明がどのような技術上の意義を有するか(どのような技術的貢献をもたらしたか)を理解できるように記載することが重要である。

(中略)

こうした理由から、委任省令では発明がどのような技術的貢献をもたらすものかが理解でき、また審査や調査に役立つように、「当業者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項」を記載すべきものとし、記載事項の例として課題及びその解決手段を掲げている。

4. 日本における記載要件の法律、基準・運用の沿革

